

2019年度都道府県支部長会議
(日本精神保健福祉士協会)

成年後見制度における診断書の
改定と本人情報シートについて



かーくん

平成31年4月14日
最高裁判所事務総局家庭局

本日お話すること

1 成年後見制度における診断書の書式の改定

- (1) 改定の経緯
- (2) 改定のポイント

2 本人情報シートの書式の作成

- (1) 作成の経緯
- (2) 本人情報シートの作成者
- (3) 本人情報シートの活用方法
- (4) 本人情報シート作成のポイント

3 運用開始（平成31年4月1日）



1 成年後見制度における診断書の書式の改定

(1) 改定の経緯①

◆ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方について検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

◆ 検討課題

- 1 診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方
- 2 医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方

(1) 改定の経緯②

関係府省と連携し、平成29年8月に認知症高齢者・障害者の関係団体や医師・福祉関係の団体から御意見をお聞きするなどして、診断書の書式の改定に向けて検討



検討課題1について

診断書の書式の改定

検討課題2について

本人情報シートの書式の作成

(2) 改定のポイント①

① 判断能力についての意見欄の見直し

意思決定支援の考え方を踏まえ、
「支援を受けて契約等を理解・判断できるか」との表現に改定

従前の書式

- 自己の財産を管理・処分することができない。
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。



改定書式

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

チェックボックスの
順番を従前と逆に

(2) 改定のポイント②

② 判定の根拠を明確化するための見直し

自由記載としていたものを改め、障害の有無等を記載する欄を新設

従前の書式

判定の根拠（検査所見・説明）

（自由記載）



改定書式

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い 障害が高度)

なし

()

(1)見当識, (2)他人との意思疎通, (3)理解力・判断力, (4)記憶力

の4項目について記載欄を新設

2

本人情報シート の書式の作成

(1) 作成の経緯

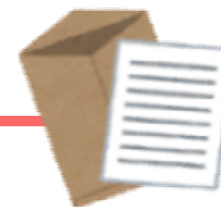
成年後見制度利用促進基本計画



本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性



本人を支える福祉関係者が本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための書式を新たに作成



(2) 本人情報シートの作成者



ソーシャルワーカー（精神保健福祉士，社会福祉士等）
として本人の福祉を担当している方

例えば・・・

- ・ 介護支援専門員
 - ・ 相談支援専門員
 - ・ 病院・施設の相談員
 - ・ 市町村が設置する地域包括センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員
- など

- ◇ 国家資格を有していない支援者が作成することも想定
- ◇ 複数の福祉担当者が有する情報を集約して記載することも想定
- ◆ 本人自身やその親族が作成することは想定していない

(3) 作成者の責任等



個人情報の保護について

- ・ 本人の同意を得て作成することが望ましい
- ・ 本人の同意を得ることが困難な場合



個人情報保護に関する適用法令を確認



記載に誤りがあった場合について

- ・ 故意に虚偽の情報を記載したような場合でない限り
法的な責任を負うことは想定し難い

(4) 本人情報シートの活用方法①

主に**医師が診断書を作成する際の補助資料**として活用することを想定

①本人情報シートの作成依頼



福祉担当者において作成

②診断書作成医に提出



診断の補助資料として活用

③申立書類として裁判所に提出



審判の参考資料とする

(4) 本人情報シートの活用方法②

後見等の手続**開始前**



支援内容の検討

後見人候補者の選定



後見等の手続**開始後**

チームでの方針検討

後見事務の見直し



チームを
バックアップ



本人の状況の変化に応じた適切な支援の実現

(5) 本人情報シート作成のポイント①



本人情報シートは、医師に**本人の家庭的・社会的状況等に関する情報を伝える**ための資料です。作成者の主観や評価を加えず、**客観的な事実**をそのまま書いてください。

3 本人の日常・社会生活の状況について

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

(※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。)

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 意思を他者に伝達できる | <input type="checkbox"/> 伝達できない場合がある |
| <input type="checkbox"/> ほとんど伝達できない | <input type="checkbox"/> できない |

本人の状態に変動がある場合には、**良い状態を念頭にチェック**

(5) 本人情報シート作成のポイント②

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

例えば、介護・支援体制の変更の検討や、訴訟、遺産分割等の手続に関する検討など

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

成年後見制度の利用によって、日常・社会生活上の課題にどのように対応していくことが望ましいのかについて、意見があれば記載

- ・ 本人情報シートに記載するために、本人の状況について**改めて調査する必要はありません。**
- ・ 意見にわたる部分についても**書ける範囲でご協力ください。**

平成31年1月

- ・ 診断書と本人情報シートの書式
- ・ 「成年後見制度における診断書作成の手引」
- ・ 「本人情報シート作成の手引」

完成

4月1日～ 運用開始

- ・ 裁判所ウェブページに書式及び手引を掲載

裁判所トップページ > 後見ポータルサイト（左側のバナー）
> 手続案内及び各種書式 に掲載しています。

本人情報シートの作成・提出は必須ではありませんが、多くの申立て事案で作成・提出されることを期待しています。
新たな書式での運用にご協力をお願いします。

